

## 衛生法規に関する知識

問1 クリーニング業法に関する次の記述の（ ）に入る語句を、下の語群ア～コの中から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) この法律は、クリーニング業に対して、公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もつてその経営を【 ① 】福祉に適合させるとともに、【 ② 】の利益の擁護を図ることを目的とする。
- (2) この法律で「クリーニング業」とは、【 】又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすることを営業とすることをいう。
- (3) この法律で「クリーニング師」とは、第6条に規定する【 】者をいう。
- (4) この法律で「クリーニング所」とは、洗たく物の【 】又は受取及び引渡しのための営業者の施設をいう。

<語群>

ア 処理	イ 高齢者	ウ 洗たく機	エ 利用者
オ 検査	カ 営業者	キ 公共の	ク 溶剤
ケ 免許を受けた	コ 試験に合格した		

問2 クリーニング業法に関する次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも2台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。
- (2) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。
- (3) 営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡しのみを行うものを含む。）ごとに、1人以上のクリーニング師を置かななければならない。
- (4) クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、営業方法、従事者氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区については、市長又は区長）に届け出なければならない。
- (5) 法第5条の3第1項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区については、市長又は区長）に届け出なければならない。

問3 クリーニング業法施行規則に関する次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 法第6条に規定するクリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を書いた申請書に必要な書類を添えて、クリーニング師試験合格地の都道府県知事（法第7条の2第1項に規定する指定試験機関の行ったクリーニング師試験を受けた者にあつては、当該試験事務を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）に申請しなければならない。
- (2) クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、その旨を書き、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、10日以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。
- (3) クリーニング師は、その住所又は氏名を変更したときは、10日以内に、免許証の訂正の申請を免許を与えた都道府県知事にしなければならない。
- (4) クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後1年以内に法第8条の2の規定による研修を受けるものとする。
- (5) クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、第10条の2第1項の研修を受けた後は、5年を超えない期間ごとに法第8条の2の規定による研修を受けるものとする。

問4 クリーニング業において、洗濯する前に消毒が必要とされているものを、下の語群ア～コの中から5つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

<語群>

ア	ワイシャツ	イ	パンツ（下着）	ウ	タオル	エ	ズボン
オ	おむつ	カ	Tシャツ	キ	帽子	ク	手ぬぐい
ケ	手袋	コ	病院、診療所において療養のために使用された寝具				

## 公衆衛生に関する知識

問5 次のクリーニング所における衛生管理に関する説明文について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 洗濯物の集配、保管等は、未洗濯のもの、洗濯済みのもの及び仕上げの終わったものに区分して衛生的に取り扱うこと。
- (2) 洗濯物の処理に使用した洗剤、有機溶剤及びしみ抜き薬剤が仕上げの終わった洗濯物に残留することのないようにすること。
- (3) ランドリー処理のすすぎには、清浄な水を使用して少なくとも1回行うこと。また、この場合、工程中に強制脱水を行うことが望ましいこと。
- (4) し尿等の汚物が付着している洗濯物（おむつ等）の前処理は、本洗の前に所定の場所で行うこと。
- (5) ランドリー処理の本洗には、100℃の熱湯を使用することが望ましい。

問6 次の説明文について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 腸管出血性大腸菌O157による食中毒は、肉料理の加熱不足が原因であり野菜サラダや漬け物が原因となることはない。
- (2) 腸管出血性大腸菌O157による食中毒の主な症状は下痢及び腹痛であるが、溶血性尿毒症症候群等により死に至ることがある。
- (3) ノロウイルスによる食中毒は、特に夏に多く発生する。
- (4) はしかは感染力が非常に強く、予防接種が唯一の有効な予防策である。
- (5) 結核は過去の病気であり、現在ほとんど日本では発生していない。

問7 次のクリーニングに関する説明文について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) クリーニング所で使用された石油系溶剤を含む廃棄物は、各市町村の基準に従い、クリーニング所が所在する市町村が処理する。
- (2) 引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場については、住居系地域や商業系地域における立地を禁止している。
- (3) 洗濯業の用に供する洗浄施設は、水質汚濁防止法に規定する特定施設に該当し、自治体への届出が義務付けられている。
- (4) オゾン層の破壊や地球温暖化を防止するため、クリーニング所におけるフロンの使用は全面的に禁止されている。
- (5) ドライクリーニングに用いられるテトラクロロエチレンは揮発性有機化合物(VOC)に該当し、大気中への排出・飛散の削減努力が求められている。

問8 「クリーニング店が行うべき感染症対策」に関する次の説明文について、当てはまるものを下の語群の中から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 事業所を清潔に保つことは当然のことながら、感染症対策としては、従業員の( )、手洗いの励行、洗濯物の取扱い等が挙げられる。
- (2) 感染症が流行している時期に少しでも感染の疑いのある従業員に対しては、自ら進んで健康状態を申告することを徹底し、( )を勧めることが重要である。
- (3) 感染拡大の原因が主に(①)である感染症については、手洗いが予防策として効果がある。事業所内に手洗い施設の確保や(②)の常備等を行い、従業員に対して手洗いの徹底を図ることが重要である。
- (4) 営業所内において、作業する領域の( )が大切である。

<語群>

ア 風邪薬	イ 乾燥	ウ 医療機関での受診
エ 母子感染	オ 健康管理	カ 自宅での療養
キ 消毒液	ク 蚊媒介感染	ケ 不織布製マスク
コ 経口感染	サ 適度な運動	シ 換気

## 洗たく物の処理に関する知識

問9 次の説明文について、あてはまる繊維として最も適当なものを下の語群ア～コの中から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 植物から算出したセルロースに酢酸を結合した繊維で深みのある鮮明な発色を特徴とし、ハリ、コシ、ドレープ性も優れている。
- (2) ピリングが出やすい合成繊維であるが、洗濯での伸び縮みが少なく、乾きが早い。また、長時間露光しても強度低下や黄変は起こらない。
- (3) フィブロインを主成分と、しなやかさと吸湿性に優れるが、紫外線による黄変に注意が必要である。
- (4) 木材パルプを原料とする再生繊維で、光沢が強く、染色性・肌ざわりがよいが、湿潤状態では強度が乾燥時より半減する。
- (5) 吸湿性があるサラっとしてべとつかない、夏向きの素材として最適な天然繊維。

<語群>

ア	麻	イ	綿	ウ	羊毛	エ	絹
オ	カシミア	カ	羽毛	キ	ポリウレタン	ク	レーヨン
ケ	ポリエステル	コ	アセテート				

問10 次の説明文について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 生成りは染色前の漂白した天然繊維であり、高温洗濯にも強い。
- (2) ランドリーとは、ワイシャツやシーツなど、水に対する耐久性のある衣料品を、洗剤等を用いてドラム式洗濯機で温水洗いする洗濯方法である。
- (3) 毛皮はコーンパウダーやソーダストによるパウダークリーニング、またはドライクリーニングで洗濯する。
- (4) 次亜塩素酸ナトリウムによる漂白は、絹、毛、ナイロン、ポリウレタンに適する。
- (5) 羊毛製品は、防虫加工や防虫剤の対策をとっていないと、保管中にイガ（衣蛾）などの害虫による穴あきを生じる危険がある。

問 1 1 次の説明文について、【 】のうち正しい方を選び、解答欄にAまたはBを記入しなさい。

- (1) 日本では現在、ドライクリーニング溶剤としては主に、石油系溶剤と【A. トリクロロエチレン B. テトラクロロエチレン】が使用されている。
- (2) 石油系溶剤は【A. 化審法 B. 消防法】の規制を受ける。
- (3) 油性のシミに対してはモノクロロベンゼン等のシミ抜き剤を使用するが、これに加え【A. 次亜塩素酸ナトリウム B. ドライソープ】を混合すると更に効果的である。
- (4) タンパク系のシミには【A. アルカリ性 B. 酸性】のシミ抜き剤を使用する。
- (5) 絹和服の洗浄は、原則的に【A. 中性洗剤 B. 石油系溶剤】によるブラシ洗いに重点を置く。

問 1 2 次の JIS L 0001 による取扱い表示記号について、その意味として最も適当なものをア～コの中から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。



- ア ぬれつり干し乾燥がよい  
イ 日陰でのつり干し乾燥がよい  
ウ 洗たく (※) 処理後のタンブル乾燥ができる (排気温度の上限は 80℃)  
エ 洗たく (※) 処理後のタンブル乾燥ができる (排気温度の上限は 60℃)  
オ 石油系溶剤でのドライクリーニング処理ができる。弱い処理  
カ 石油系溶剤でのドライクリーニング処理ができる。通常の処理  
キ 液温は、30℃を限度とし、弱い手洗いがよい。洗濯機は使用できない。  
ク 液温は、40℃を限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる。  
ケ 塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができる。  
コ 塩素系漂白剤による漂白処理はできない。

※ 誤記訂正